

# 伊佐市第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成22年12月17日(金) 午前9時から10時10分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (21人)

会長 21番

会長職務代理者 20番

委員

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」に係る意見決定について

議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号 「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員 4名

事務局長	<p>只今から、平成 22 年度第 9 回農業委員会総会を開催します。姿勢を正してください。 一同礼。</p>
議長	<p>おはようございます。</p> <p>今年最後の総会になりましたけれども、今年につきましては口蹄疫に始まり、米の下落等いろいろとあった年だったと思います。</p> <p>鹿児島県農業会議の会長会 常任委員会議で国に代議士を通じまして、4 項目の要請をいたしました。12 月 22 日に全国会長会議が行なわれまして、代表 5 名が参加をいたしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ T P P 交渉参加断固阻止に関する要望書</li> <li>・ 総合特区における農地・農業委員会制度の規制緩和に関する要望</li> <li>・ 肉用牛売却による、農業所得の課税の特例措置の継続について要望、</li> <li>・ 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例に関する要望</li> </ul> <p>この 4 項目について県の常任委員会で決議し要請をいたしたところでございます。</p> <p>今回は 21 名全員の出席でございます。平成 22 年度第 9 回農業委員会総会提出案件について、審議いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員を任命いたします。12 番委員と 13 番委員をお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に（1）諸般報告 報告番号 1 「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」について、事務局に報告を求めます。</p>
事務局	<p>報告 1 号「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約並びに農地法第 3 条による賃借権の合意解約について、ご報告いたします。資料の 1 ページから 9 ページでございます。</p>
議長	<p>利用権の合意解約につきましては 16 件、農地法第 3 条による賃借権の解約につきましては 5 件ありましたのでご報告いたします。</p> <p>報告 2 号「農業用生産施設転用届」について、事務局の報告を求めます。</p>

事務局

報告2号 農地法施行規則第5条第1号の規定による農業用生産施設転用届いわゆる農業用施設を設置するための2アール未満の農地の転用について、報告させていただきます。

整理番号1番であります。申請人は、伊佐市菱刈重留の居住されておりますBさん、79歳であります。経営面積は17,577所有されております。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈字柳ヶ丸で地目は畑であります。場所は重留交差点より中に入り、Bさんの家の前、墓地の隣になっております。申請地面積は496㎡の内100㎡を農業用資材置場とするための申請であります。

申請地周辺は北側は市道を挟んで自宅、南側は道路、東・西側は本人所有の畑であります。

12月7日事務局において現地調査をいたしました。周囲の状況、農業経営の観点から精査した結果この届出は適切であると判断したところであります。

以上報告を終わります。

議長

事務局の報告が終わりました。  
只今から議事に入ります。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転分について、ご説明致します。

10ページをご覧ください。あっせんによる所有権移転ですが、整理番号1、2番につきまして、譲り渡人は同じで伊佐市大口曾木、A氏です。整理番号1の譲受人は伊佐市大口宮人、B氏、60歳、自治会は宮人です。譲受人の耕作面積は、74,304.27㎡です。

土地の所在地は伊佐市大口宮人字千鳥迫、地目は田、面積は合計647㎡で利用目的は水田、権利の種類は売買による所有権移転です。

あっせん委員として、7番委員、4番委員にお願いいたしました。

整理番号2号につきまして、譲受人は伊佐市大口宮人、B氏、38歳、自治会は宮人です。譲受人の耕作面積は、80,319㎡です。土地の所在地は、伊佐市大口宮人字千鳥迫、外2筆、地目は田、面積は3筆で2,633㎡、利用目的は水田です。権利の種類は売買による所有権移転です。あっせん委員として4番委員、7番委員をお願いいたしました。

続きまして利用権設定につきまして21-1ページの利用権設定総括表によりご説明します。

期間は2年10カ月から9年10カ月で、面積の合計は、田110,767㎡、畑28,491㎡、合計136,258㎡です。利用権の設定をする者の数21人、設定を受ける者22人です。

土地の明細書等につきましては、11ページから21ページ整理番号1番から24番のとおりですが13ページの整理番号8号につきましては解除条件付きの貸借になります。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから採決を行ないます。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」について、原案の通り決定することに異議のない方、挙手を求めます。

(全員挙手)

よって原案通り、決定をいたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、を議題といたします。

当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が11件出されております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、20番委員報告をお願いいたします。

2 0 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号1番について、調査結果を報告いたします。調査年月日平成22年12月11日、申請人B氏立会いのもと調査いたしました。

申請人は譲渡人A氏、伊佐市菱刈川北に居住の62歳です。受人は伊佐市菱刈前目に居住のB氏、54歳であります。経営面積は6,734㎡で農作業常時従事者は2名です。売買による所有権移転申請です。

申請地は伊佐市菱刈前目字石田、地目田、面積374㎡です。所在地は菱刈中学校校門から直線で約300m西側に位置しております。現在受人のBさんが耕作されている水田であります。

B氏は耕作意欲も有り、農機具も完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条の2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われれます。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 整理番号2番について、18番委員お願いします。

1 8 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号2番について、1番が報告いたします。12月15日に調査を行ないました。

申請人譲渡人Aさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は86歳です。受人の叔父さんにあたります。

譲受人のBさんは、伊佐市大口曾木に居住され、会社員の43歳です。

申請地は伊佐市大口曾木字上之馬場、地目は畑、地積は625㎡で、叔父から贈与の所有権移転による申請であります。

所在地は国道267号線曾木十字路東側100m位に位置しており、

現況は普通畑で、現在Bさんが耕作していらっしゃいます。

受人のBさんは規模拡大という申請理由であり、耕作意欲は有り、農機具は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3場2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われれます。

調査当日に譲渡人Aさんが死亡されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議長 整理番号3番・4番について、16番委員報告をお願いいたします。

1 6 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号3番及び4番については、譲受人、譲渡人が夫婦で、同じでありますので、続けてご説明申し上げます。

去る12月11日に申請人Bさん、立会いの元、現地調査を行いましたので、16番が報告をいたします。

申請人受人のBさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は高柳で、年齢は62歳であります。

譲渡人Aさんは、伊佐市大口大田にお住まいで、大田自治会であります。

申請地は伊佐市大口大田字白岩で良く管理された田で、地積2,199㎡で有ります。譲渡人より相談が有り、譲受人が経営拡大のための売買であります。

国道268号線大田より県道118号線大田、園田線の間際に園田橋がありまして、その橋手前約100m位の北側に位置し、東側住宅、西・北側は田、南側が県道118号線であります。

申請者は、伊佐農協を退職され、奥さんと2人で耕作意欲は有り、農機具はトラクターを始め田植機、コンバイン、乾燥機等が揃っております。

整理番号4番、譲渡人Aさんも（A）さんの奥さんで、申請地が同じ字白岩452番で、地積1,033㎡で、二筆が一枚になっていました。外先程説明申し上げました内容と同じであります。

以上のような理由により、当申請は農地法上問題無いと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類としまして全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、わたくしの報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、13番委員お願いいたします。

1 9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号5番について、13番が報告をいたします。

申請人で譲受人は、Bさん49歳、伊佐市大口里に居住され、自治会は高校西団地です。

渡人のAさんは69歳、伊佐市大口篠原に居住され、自治会は篠原です。

譲受人の経営面積は15,286㎡です。無償での所有権移転贈与による申請です。

申請地は伊佐市大口篠原字舟ノ川で篠原公民館の南約80m位に位置し現況は田、面積は494㎡です。

現在はCさんが耕作されておりましたが、今年で利用権の期限が終わるので、これを機に申請されるものであります。

今回の申請は受人のBさんへのAさんからの要望による贈与であります。耕作意欲も有り、農機具等も完備しております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長	次に整理番号6番につきまして、11番委員お願いいたします。
1 1 番	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号6番について、現地調査を去る11日に行ないましたので4番が報告をいたします。</p> <p>申請人、譲受人Bさんは伊佐市大口白木に居住され67歳で自治会は白木であります。</p> <p>譲渡人のAさんは鹿児島市伊敷台4丁目に居住されております。</p> <p>申請地は伊佐市大口鳥巢字外一町、地目は田、面積390㎡で現況は、管理の行き届いた田であります。この申請地は、先程農地法台18条第6項の規定による通知の所で、整理番号13番で報告がなされた土地で、北と東側が用水路を挟んで道路、南と西側が田んぼであります。</p> <p>譲受人の経営面積は、22,462㎡で、農作業従事者は2名であります。売買による所有権移転申請によるものです。</p> <p>申請地の位置は、市の文化会館横の市道から200m先に有ります、鳥巢の市道に突き当たった左側の近くにありまして、譲受人の自宅から約2kmの所にあります。譲受人は耕作意欲があり、農機具は完備しております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をお願いいたします。</p>
議 長	次に整理番号7番について、10番委員お願いいたします
1 0 番	<p>申請人のBさんは、北海道から今年の2月に伊佐の地に参られまして、白ネギ栽培をやりたいという、張り切っていらっしゃる好青年でありました。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号7番について、去る13日に受人立会いの元、現地調査を行ないましたので10番が報告をいたします。</p> <p>申請人譲受人のBさんは、伊佐市大口白木に居住され、自治会</p>



は白木で年齢は41歳であります。経営面積は8,767 m<sup>2</sup>を耕作され、現在では田7,900 m<sup>2</sup>、畑12,880 m<sup>2</sup>であり、農業従事者は2人です。

申請地は伊佐市大口大嶋字辻、田、面積は759 m<sup>2</sup>、尾崎縫製大口工場の西側に位置しており、地目は田となっておりますが現況は原野でございます。売買によって取得されるものであります。農機具は自己所有として、完備されている状況にあります。

農地法第3条の適格者であると同時に、農地取得につきましては、何ら問題はないかと思われます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 次に整理番号8番について、12番委員にお願いします。

1 2 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号8番につきまして、12番が報告をいたします。調査日は12月10日ございました。

譲渡人のAさんは77歳、北九州市門司区稻積1丁目にお住まいです。

申請人譲受人のBさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、自治会は青木元です。

申請地は伊佐市菱刈荒田字曾源寺原、外3筆で、畑、面積1,624 m<sup>2</sup>でございます。

受人の経営面積は16,914 m<sup>2</sup>で農作業常時従事者は2人です。

所有権移転売買であります。

申請地の位置は本城小学校より旧鹿北製油第2倉庫の北に位置しており、野菜を栽培されておりました。

現在の耕作者Bさんは、相手方の要望という申請理由であり、Bさん本人も規模拡大ということで耕作意欲もあり、農機具等も完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、字図など提出されています。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。

議長 次に整理番号 9 番について、15 番委員に願います。

1 5 番 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号 9 番について、去る 12 月 13 日に現地調査をいたしましたので、15 番が報告をいたします。

申請人譲受人 B さんは、伊佐市菱刈川南に居住の自治会は築地下で年齢は 30 歳です。

譲渡人 A さんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は 55 歳です。

申請地は伊佐市菱刈川北字宮前、地目は田、面積は 1,192 m<sup>2</sup>で売買であります。

受人の経営面積は 11,598 m<sup>2</sup>で農地取得可能面積であります。

農作業常時従事者は 3 名で通作距離は、自宅から 500m 位で、現況は良く管理された田であります。相手方の希望でもありましたので、経営規模拡大を行なうために買い受けるものであります。

経営意欲はあり、農機具等全て完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図など提出されています。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。

議長 次に整理番号 10 番について、8 番委員に願います。

8 番 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号 10 番について、去る 15 日に現地調査をいたしましたので、8 番が報告をいたします。

譲渡人鹿児島市東坂元 4 丁目に居住されている、A さん 77 歳、受人は伊佐市大口大田に居住されている B さん 79 歳であります。B さんは、16,410 m<sup>2</sup>を耕作されている兼業農家であります。

申請地は自宅から西側へ 200m位に位置しており管理の行き届いた畑であります。

所在地は伊佐市大口字大田字郡山、外 1 筆、地目は畑、面積は 169 m<sup>2</sup>であります。贈与による所有権移転であります。

受人の経営面積は 11,598 m<sup>2</sup>で農地取得可能面積であります。農機具等全て完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長

次に整理番号 11 番について、6 番委員にお願いします。

6 番

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号 11 番について、12 月 14 日に現地調査をいたしましたので、6 番が報告をいたします。

申請人の B さんは伊佐市大口木ノ氏に居住され自治会は木ノ氏です。

経営面積は 32,051 m<sup>2</sup>を耕作されており、親子 3 人で経営されている兼業農家です。

渡人の A さんは友人で、無償で贈与されます。

申請地は伊佐市大口木ノ氏字諏訪木場、地目は田、面積 1,276 m<sup>2</sup>です。

農機具等は全て自己所有されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

司法書士 C 氏を代理人とした委任状も提出されております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

只今担当委員の報告が終わりました。申請件数 11 件の報告について質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですが、整理番号2番につきましては、譲渡人が死亡されたということですが。すでに書類も整備されておりますのでこの処理につきましては、事務局に任せていただいでよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

質疑が無いようですから、質疑・討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、許可相当と言う意見ですので、承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって議案第2号は全件許可することに決定をいたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更」に係る意見決定について、を議題といたします。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の用途区分変更申請が1件出されております。当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、10番委員お願いいたします。

1 0 番

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申出の意見決定のうち、整理番号1番について、去る13日、1番・4番と共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

申請人はAさんで住所は伊佐市大口山野であります。

申請地は、市道平出水・平原間の中間に位置し、伊佐市大口山野字松ヶ平、2筆で地目は田、地積はそれぞれ 983 m<sup>2</sup>・655 m<sup>2</sup>であります。

周囲の状況は、北は住宅、南は市道、東は田、西は市道であります。今回この地に、タマネギ栽培面積拡大による、低温乾燥貯蔵庫 150 m<sup>2</sup>、作業場の建設 100 m<sup>2</sup>及び農機具の倉庫 800 m<sup>2</sup>を建設するものであります。

現在まで2ha 作付けされています。タマネギ加工施設のため廃水等は発生しないとのこと、周囲の農地に及ぼす影響も無いと思われ、また土地改良区の意見書も添付されており、3人で協議した結果、用途区分の変更は止むを得ないと判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。

議長

整理番号2番について、4番委員お願いいたします。

4番

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申出の意見決定のうち、整理番号2番について、去る13日、1番委員・10番委員と私の3人と申請人Aさんの奥さん立会いの元、共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

申請人、Aさんは、伊佐市大口山野に居住され63歳で、自治会は平原前であります。

現在、有限会社を経営される大規模な農家であります。

申請地は、伊佐市大口小木原字下市田、田900m<sup>2</sup>の内200m<sup>2</sup>で、現況は農業用水が無いに等しいため、水稻を作ることは出来ずイタリアンを植えてありました。

用途区分変更は、農産物販売所50m<sup>2</sup>の建物を建築し、タマネギを主体に自己生産物を販売する計画であります。

申請地の位置は、国道268号、山野小木原築で水俣方面に向かって、左側国道沿いの田んぼであります。

南側が水路、北側が国道、東側が農道、西側が田んぼであります。

添付書類としまして、位置図と写真が添付されております。

議 長

この用途区分変更申出につきましては、申請地が農振地域内のため、これを除外するため、当委員会の意見を求めるものであります。

以上のようなことから、3人で協議しました結果、用途区分変更は止むを得ないと判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

只今担当委員の報告が終わりました。補足説明はありませんか。

只今の報告に質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですから、質疑・討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)」申請の意見決定については、用途区分変更は止むを得ないという報告であります。これを、承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって議案第3号は2件とも許可することに決定をいたしました。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。

当委員会に対し「農地法第4条の規定による許可申請」が3件出されており、当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、2番委員報告をお願いいたします。

<p>2 番</p>	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、2番が調査の結果を報告いたします。</p> <p>去る12月14日14番委員と20番委員と私2番委員で申請人です。A氏の奥さん立会いの元共同調査をいたしました。</p> <p>申請人Aさんは、伊佐市菱刈前目に居住し、年齢は52歳で自治会は前目麓であります。</p> <p>申請地の所在地は伊佐市菱刈前目2筆で、地目は田です。地積は2筆で468㎡であります。農地区分は第2種農地でその他の農地と成っており、転用目的はクヌギを植栽し山林であります。</p> <p>申請地の所在地は、前目の門田商店の東側に北側に延びる道路がありますがその奥の右側であります。門田商店から北側に500m奥の右側の地点が現地であります。北側は耕作放棄地で荒地、南側は現在耕作してある田、西側は山林、東側は竹山であります。</p> <p>転用目的は、周辺も耕作放棄地の一帯であり耕作するにも収益生が悪くまた、環境も悪いので、クヌギを植栽し山林に転用されるものです。</p> <p>添付書類として土地の全部事項証明書、位置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書が提出されております。</p> <p>調査の結果、この申請については、申請地の2292番25の南側は現在もかろうじて耕作され、いつ耕作放棄地に成るかも知れない状況であります。日照を阻害しないように、この境界から3m控えて植栽するように条件付きで3名の調査員の意見において許可するべきと、判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>以上で報告をおわります。</p> <p>整理番号2番について、1番委員報告をお願いいたします。</p>
<p>議 長 1 番</p>	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について、1番が調査の結果を報告いたします。</p>

去る 12 月 13 日 4 番委員と 6 番委員と私 1 番委員で申請人であり  
ます A さん立会いの元、共同調査をいたしました。

申請人 A は伊佐市大口山野に所在する、有限会社であります。

申請地の所在は伊佐市大口山野字松ヶ平、2 筆で、地目は田、  
地積は併せて 1,638 m<sup>2</sup>であります。農地区分は第 1 種農地で土地  
改良事業実施地区農地に成っており、転用目的は低温乾燥貯蔵  
庫・農機具倉庫及び作業場であります。

申請地の所在地は、平出水小学校から北へ 400m に位置して  
おり、ライス郷井手口の道を挟んだ前になります。

東側が市道、西側は宅地、南側は市道、北側は田であります。  
転用目的は低温乾燥貯蔵庫・農機具倉庫及び作業場となっており  
ますが、隣接農地については、申請地は 1 m 程高くなっており、  
地を固めて現状のまま利用するというものでしたので、支障は  
ないかと思われま。

添付書類として、全部事項証明・位置図・字図・平面図・事業  
計画書・資金証明書が添付されております

調査の結果、この申請については調査員 3 人の意見においては、  
適切であると判断いたしました。

委員の皆様方の審議をよろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

議 長 整理番号 3 番につきまして、4 番委員申し上げます。

4 番 議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見  
決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号 3 番について、去  
る 13 日、1 番委員、10 番委員、私 3 人と申請人 A さんの奥さん  
立会いの元、共同調査行ないましたので 4 番が報告いたします。

先程、議案第 3 号整理番号 2 番で説明したことと重複いたしま  
すけれども、申請人 A さん、伊佐市大口山野に居住され 63 歳で自  
治会は、平原前であります。

申請地は伊佐市大口山野字市田、田、900 m<sup>2</sup>の内 200 m<sup>2</sup>であり



ます。現況は、農業用水が無に等しいため、200 m<sup>2</sup>には、イタリアンを、残りの700 m<sup>2</sup>には、ブドウを植栽してあります。

転用目的は、農産物販売所と駐車場を造るものであります。販売所は、50 m<sup>2</sup>の建物を建築し、タマネギを主体に自己生産物を販売し、駐車場は10台ぐらい駐車出来るような計画であります。

申請地の位置は、国道268号、山野小木原地区で、水俣方面に向かって、左側国道沿いの田んぼであります。

南側が水路、北側が国道、東側が農道、西側が田んぼであります。

申請地の造成は、80 cmの盛土を行い、被害防除対策として擁壁と防護柵を計画しております。

資金調達につきましては、自己資金のため問題はないものとおもわれます。

添付書類としまして、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、位置図、が添付されております。

以上のような理由により、3人で協議しました結果、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長

只今担当委員の報告が終わりました。補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですから、質疑・討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、全件ともに許可相当とい

う意見であります、これに承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、全件許可と言うことで決定いたしますので、20日に開催される県農業会議に諮問をいたします

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。

当委員会に対し「農地法第5条の規定による許可申請」が4件出されております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番につきましては、10番委員お願いいたします。

1 0 番

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番を9番委員、18番委員で共同調査をいたしましたので10番が報告いたします。前総会で4条申請の取り下げになった案件で、今回5条での申請であります。

申請地2筆は、針持温泉施設内にあり、渡人Aさんの父と前施設所有者のCさんとの間で賃借されておりました。

現況は田となっておりますが、埋め立てられ施設内の駐車場に使用され、田があったのかとおもわれる状況にあります。

平成19年に父から娘さんに相続にて所有権移転されており、今回売買されるものであります。

受人B株式会社は鹿児島県松原町に住所があり、サービス業と成っております。

渡人Aさんは、伊佐市大口針持に居住され自治会は土瀬戸であります。

申請地所在地は、伊佐市大口針持字城下2筆、現況は駐車場で、

面積は 516 m<sup>2</sup>と 2.25 m<sup>2</sup>となっております。

転用目的は駐車場となっておりますが、現況は良く整備された温泉施設であります。

事業計画書、汚廃水処理確約書、被害防除計画書、被害防除に関する契約書、全部事項証明書、B株式会社の定款の写し、始末書等が添付されております。

以上のような理由で、すでに出来てしまっている案件でもあり、調査員3人の意見として、許可相当と思われましたので報告いたします。委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長 整理番号2番につきましては、7番委員お願いいたします。

7番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について報告いたします。

調査年月日 12月13日、調査委員、6番委員、11番委員です。

申請人は譲受人Bさん、伊佐市大口白木に居住されております。この方は議案2号7番で説明された方と同じ方です。

譲渡人Aさん、伊佐市大口白木にされております。

申請地は伊佐市大口大島字辻、Aさんが資材置場として、以前転用許可を受けておりましたが、そのままになっており、事業廃止をされたため地目変更も出来ず、このままの状態では許可出来なということで、田ということになっております。現況といたしましては、資材置場として使用されていたため、雑種地となっております。面積は 966 m<sup>2</sup>です。

転用目的は、農家住宅・倉庫・駐車場等になっております。

添付書類として、事業計画書、全部事項証明書、残高証明書、位置図、配置図、見取り図、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査内容については、申請地は尾崎縫製の西側に位置し、現況は雑種地であります。農地区分は第2種農地のその他の農地に該

当します。

資金の調達については、自己資金で問題は無いとおもわれます。また、鹿児島銀行の残高証明書も添付されております。

法定小作人もありません。

転用目的は居宅・倉庫を建設するものであり、計画も妥当であり実現は確実とおもわれます。

申請地の東側は市道、西側は住宅、南側は倉庫、北側は国道であり、隣接農地については被害防除計画書に記載してある措置を取るため支障はないものとおもわれます。以上のような理由により、転用は止むを得ないと思われま。

以上のおり現地調査を行ないましたので報告を終わります。

議 長 整理番号3番につきましては、5番委員お願いいたします。

5 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番について報告いたします。

調査日が12月13日、調査委員が、5番委員、会長、事務局3名で調査を行ないました。

申請人は譲受人Bさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、渡人のAさん伊佐市菱刈前目に居住され81歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字九町田、2筆、田で、面積が1,832㎡です。転用目的としましては資材置場ということです。今現借地で資材置場を借りておられるところが狭くなり、地主さんに返したいということで、この地を申請されるということです。

調査内容は、申請地は農用地除外地であり、台帳は田ですが現況は荒地となって草が生えています。段差が1mから1.5m位あるので、道路の高さまで盛土をして利用したいと事でした。農地区分は第2種農地でございます。

資金調達については、自己資金であるため問題は無いとおも

われます。

耕作者Aさんの委任状も提出してあり問題は無いかと思われ  
ます。

転用目的は資材置場を建設するものであり、計画も妥当である  
ため実現は確実と思われま

す。農地以外の土地の利用見込みでは、所有地との間に青線が残っ  
ており、土地改良等と協議し買い取りするなどされるようお願い  
いたしました。

周囲の状況といたしましては、東側は中村医院の駐車場、西側  
は田、南側は中村医院、北側は自分所有の雑種地で、隣接地に与  
える影響はないかとおもいます。

以上のような理由により、転用は止むを得ないとおもわれます。  
3人の意見といたしましては、許可相当と見ました。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画  
書、被害防除に関する誓約書、委任状、位置図、配置図等が添付  
されております。

委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

8 番 整理番号4番につきましては、13番委員お願いいたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見  
決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について今月  
10日に私13番と事務局の2名の方々と現地調査を行ないました  
ので報告いたします。

申請人は譲渡しがAさん、伊佐市大口田代に居住の会社員  
譲受人はBさん、伊佐市菱刈徳辺に居住の農業を営んでおりま  
す。

譲渡しがAさんが申請地の管理が出来ないということで、身  
内にあたるBさんとの売買による所有権移転となりました。

申請地は、伊佐市大口田代字石森、2筆、地目は畑で面積は2  
筆の合計で3,485㎡です。

転用目的は、自己資金により杉・桧を植林することです。  
転用を妨げる法定小作人はありません。

申請地は、辺母木下バス停留所より西側田代方向の山中へ 500 m くらい入った所で、現況は荒地、周りはずべて山林化しており農道も途中までしかない状態でした。

農地区分は、第 2 種農地の生産力の低い農地にあたると思われます。

計画面積の妥当性 全体の計画面積は、3,485 m<sup>2</sup>で妥当であると思われます。

添付資料として、事業計画書、全部事項証明書、字図など添付してあります。

以上のようなことから農地法上問題はないものと調査員 3 名結論に達しました。皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議長 担当委員の報告が終わりました。只今の 4 件の報告に質疑討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。  
お諮りいたします。

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、許可相当という意見であります。これに承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、全許可とすることで決定いたしましたので、20 日に開催される県農業会議に諮問をいたします。

議案第6号「非農地証明願」申請について、を議題といたします。

当委員会に対し非農地証明願申請が8件出されておりますので、当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっております、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、15番委員お願いいたします。

1 5 番 議案第6号「非農地証明願」申請のうち、整理番号1番について15番が調査の結果を報告いたします。調査委員は、12番委員、17番委員です。

申請人は伊佐市菱刈川北字糺ヶ山、2筆で面積は850㎡と197㎡です。

この申請地については、遊休農地で調査した場所でありまして現地に入っていけるような状況では無いというところで、周囲は全て山林化してしまっているところであります。

非農地となった時期は平成2年11月頃であり、耕作不能により全体的に原野化しており、農地性は喪失しており、3人で協議した結果、農地への復旧は困難であると判断しました。

以上で終わります。

議 長 整理番号2番について、1番委員お願いいたします。

1 番 議案第6号「非農地証明願」申請のうち、整理番号2番について調査の結果を1番が報告いたします。去る12月13日に4番委員、10番委員、1番で協議をいたしました。

事 務 局 申請人Aさんは伊佐市大口白木に居住されております。

申請地の所在地は伊佐市大口白木字正賀牟田、台帳畑108㎡、面積2,166㎡であります。

場所は大口方面から左に出水方面に向かって、白木上公民館の

右手になります。周囲の状況は四方山林となっています。

非農地に成った時期は、平成2年11月頃であります。非農地になった原因は、20年以上前に植林をしたことによるものであります。

当該農地の現況は、全体的に山林化しております。

調査の結果、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると、3人の調査委員共に判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番について、16番委員お願いいたします。

16番 議案第6号「非農地証明願」整理番号3番について、現地調査を去る、12月9日、13番委員、19番委員、私16番3名で協議した結果について16番が報告いたします。

申請人は伊佐市大口篠原に居住のAさんで、68歳、自治会は篠原であります。

市道、大口目丸から、篠原間の篠原公民館、南側約100m位に位置し、東は船ノ川から篠原へ通じる市道、南、西側は竹山、北側市道であります。

Aさんの親が、よその人に貸していて、昭和50年頃までは、住宅もあったらしいが、父が亡くなり相続するときこういう所もあったと気づきすでに、竹山になり農地に復旧する状況で無かったとのことでした。

全体原野化しており農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3調査委員とも協議、判断いたしました。

添付資料として、全部事項証明書、字図が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 整理番号4番・5番について17番委員お願いします。



1 7 番 議案第6号「非農地証明願」整理番号4番・5番について、  
現地調査を去る、12月15日に調査員12番委員、15番委員、私  
17番3名で協議を行ないましたので17番が報告いたします。

この申請地については遊休農地耕作放棄地調査で調査したところ  
でございまして、4番のAさんのご主人と5番の(A)さんは  
兄弟でございます。地番が一緒ですが前後住宅は別々でございま  
す。現地も同じ所で伊佐市菱刈南浦字木場、2筆でございまして。

現地調査につきましては、近くまでは行けるのですが、現地の  
確認が出来ない状況にあります。近くの方に聞いてみますと、こ  
こから先は入って行けない状況ということを確認した状況で、  
遠くから見ても山に囲まれて山林化しているという事でした。

農地への復旧は困難であると3調査委員とも判断いたしまし  
た。

添付書類として、全部事項証明書、位置図が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報  
告を終わります。

議 長 整理番号6番について、16番委員お願いいたします。

1 6 番 議案第6号「非農地証明願」整理番号6番について、去る12月  
9日、13番、19番委員、16番3名で協議した結果を16番が報告  
いたします。

申請人は伊佐市大口篠原にお住まいの、Aさんで、篠原自治会  
であります。

土地の所在地は伊佐市大口篠原字黒岩で、777㎡であります。

申請地の位置は、篠原、山之口間の市道、篠原消防詰所から西  
側約300m位にあり、南側田、西、北、東側は山林で、昭和40年  
代の豪雨により山が崩れ田んぼの姿は無くなり、そのまま山林化  
した状況で、耕地への復旧には、かなりの期間、労働力、金額も  
かかると思いきそのまま山林化してしまった状況とのことでした。

現況は桧などの大きな木が生えている状況でした。

全体山林化しており農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3調査委員とも協議判断いたしました。

添付書類として全部事項証明書、字図が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

議 長

以上で報告を終わります。

只今担当委員の報告が終わりました。

只今の報告について、質疑討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第6号「非農地証明願」について、何れも非農地という判断でございます。

農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地とすることに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案第6号「非農地証明願」について、農地法第2条第1項の農地とすることに同意する意見を付して送付することにいたします。

以上を持ちまして議案の採決を終了いたします。

その他、月例報告からお願いします。

事 務 局

月例報告書により報告。

これで平成22年度 第9回農業委員会総会を終わります。

終了時間 午前 10時10分

